

# 不在者投票に関する注意

## 1 不在者投票ができる日及び時間

不在者投票ができる日及び時間は次のとおりですが、あなたの「投票」は投票した市区町村の選挙管理委員会から当町の選挙管理委員会に郵送されるため、この郵送期間を考慮してできるだけ早く不在者投票を行ってください。

【日】 下記の不在者投票のできる期間

【時間】 滞在先の市区町村選挙管理委員会の開庁時間

(滞在先の市区町村により異なりますので必ず確認してください。)

### 【不在者投票のできる期間】

衆議院小選挙区選出議員選挙 10月16日～10月26日

衆議院比例代表選出議員選挙 10月16日～10月26日

最高裁判所裁判官国民審査 10月16日～10月26日

(土曜日・日曜日可)

## 2 送付された不在者投票証明書の封筒は開けないでください。

開封しますと投票できませんので注意してください。

## 3 送付された投票用紙等には記載しないでお持ちください。

投票用紙及び不在者投票用封筒は記載しないで、そのまま、居住地（滞在地）の選挙管理委員会に持参してください。

## 4 代理投票もできます。

身体の故障又は読み書きの不自由により、ご自分で候補者の氏名を記載できない方は申し出て下さい。「代理投票」により投票できます。

## 5 投票を行わない場合は投票用紙等を返還してください。

投票用紙等の交付を受けた後、何らかの理由により、不在者投票をしなくなったときは、「投票用紙」、「不在者投票用封筒」及び「不在者投票証明書」を速やかに当町選挙管理委員会に返還してください。

## 6 ご不明な点は、最寄りの選挙管理委員会にお問い合わせください。